

固定資産の価格等の縦覧ができます

土地または家屋の固定資産税の納税者の皆さんは、その納付すべき当該年度の固定資産税に係る土地または家屋について、市内の他の土地または家屋の価格との比較ができるよう縦覧帳簿を見ることが出来ます。

▼縦覧期間 4月3日(月)～5月31日(水)(土・日・祝日除く)

▼時間 午前9時～午後4時

※納税者は所有される固定資産に応じた縦覧帳簿を無料で縦覧できます。

▼縦覧場所 税務課資産税係

▼縦覧に必要なもの 納税通知書(ない場合はマイナンバーカード・運転免許証など、本人確認できる書類)

縦覧期間中は無料で名寄せの交付が受けられます。時間、場所、無料交付に必要なものは、前述のとおりです。(縦覧期間以外の名寄せの交付については、1件300円の手数料をいただきます。)

認定長期優良住宅を新築した場合 固定資産税を減額

認定長期優良住宅を新築した場合、1戸当たり120平方メートル(居住部分に限る)を上限に当該家屋の固定資産税額の2分の1相当額を減額します。

▼住宅の種類

①令和6年3月31日までに新築されたもの

②京都市知事の認定を受けていること

③併用住宅の場合は、居住部分の割合が全体の床面積の2分の1以上であること

④床面積が50平方メートル以上(併用住宅の場合は、居住部分の床面積が50平方メートル)280平方メートル以下であること

▼減額期間 新築の翌年度から5年間(3階建て以上の準耐火構造および耐火構造住宅は新築後7年間)。

▼手続き 認定を受けて新築された住宅であることを証明する書類(認定通知書)の写しを添えて、新築された翌年の1月31日までに申請してください。

※申請書にマイナンバーの記載が必要となるため、マイナンバーと本人確認ができる書類を提示してください(郵送の場合は写しの添付が必要)。

※従来の新築住宅の減額措置と重ねて受けることはできません。詳しくはお問い合わせください。

税務課資産税係 (☎983・2480)

市税・国民健康保険料の納付は口座振替が便利です

口座振替を利用すると、納期限日に指定の口座から自動的に振替(払込)しますので、納め忘れがありません。

申し込みは、引き落としを希望される月の前月15日までに口座振替依頼書を市税等取扱金融機関(市外の金融機関には同依頼書がない場合あり)や担当課へ提出してください。

※ゆうちょ銀行をご利用の場合は、直接ゆうちょ銀行へお申し込みください。

※口座振替依頼書をご自宅に郵送することもできますので、必要な場合はご連絡ください。

市税に関するお問い合わせは ☎983・2481

国民健康保険料に関するお問い合わせは ☎983・2962

4月1日から各種証明書のコンビニ交付手数料を値下げします

令和5年4月1日からマイナンバーカードを使い、コンビニなどのキオスク端末(多機能端末機)で証明書を取得する場合には、従来よりも100円値下げします。

4月中には市役所1階の多機能端末機を稼働する予定です。ぜひ、この機会に、マイナンバーカードを取得し、便利なコンビニ交付の利用をご検討ください。

※4月29日～5月7日は、マイナンバーカード電子証明書の更新ができません。このほか、システムメンテナンス日の利用はできません。

取得できるコンビニ交付サービスの一覧

証明書の種類	窓口手数料	コンビニ手数料	利用時間
住民票の写し・住民票記載事項証明書	300円	200円	毎日午前6時30分～午後11時
印鑑登録証明書	300円	200円	
令和4年度所得証明書課税(非課税)証明書	300円	200円	平日午前9時～午後5時15分
戸籍(謄本・抄本)	450円	350円	
戸籍の附票の写し	300円	200円	

税市民課 (☎983-2759)

木造住宅の耐震性を高めるために

市内の木造住宅を対象に、耐震診断(一般診断法)を行う耐震診断士派遣事業と耐震改修工事に助成する耐震改修費助成事業を実施します。

なお、募集戸数については、決まり次第お知らせします。

1 木造住宅耐震診断士派遣事業
京都府木造住宅耐震診断士を派遣して耐震診断を行います。

▶対象となる住宅
次のAとBのいずれにも該当する木造住宅
A 昭和56年5月31日以前に着工された住宅もしくは平成30年6月18日の大阪北部地震のり災証明書(一部損壊以上)が発行された住宅
B 延べ面積の2分の1以上を住宅の用に供している住宅

▶自己負担 1戸あたり3,000円

2 木造住宅耐震改修費助成事業
耐震診断の結果、評点が1.0未満と診断された木造住宅で、延べ面積の2分の1以上が住宅の用に供されている住宅の耐震性能を向上させる改修工事にに対し助成します。

▶各事業の注意事項
※丸太組構法の住宅、旧建築基準法38条認定および型式適合認定によるプレハブ工法の住宅は対象外です。
※申請前に耐震設計や耐震改修工事(簡易改修、シェルター設置を含む)の契約締結および工事着工をした場合は補助対象外です。
※申請者は住宅の所有者または居住者に限ります。また、賃貸住宅などは所有者の同意が必要です。
※市が補助金を直接業者に支払う「代理受領制度」が利用できます。

☎・☎申請書に添付書類を添えて、4月14日(金)～12月28日(木)午前8時30分～午後5時(正午～午後1時除く)に都市整備課(☎983-5049)へ(申請書は、都市整備課窓口、市ホームページから入手可)

木造住宅耐震改修費助成事業

助成事業名	助成額	対象となる住宅および工事	
		昭和56年5月31日以前に着工された住宅	平成30年6月18日大阪北部地震のり災証明書(一部損壊以上)が発行された住宅
耐震改修助成事業(本格改修) 耐震性能(評点)を1.0以上に向上させる改修工事に助成します。	対象工事費の5分の4(最大100万円)	○	×
耐震改修助成事業(簡易改修) 耐震性能(評点)を向上させる改修工事に助成します。	対象工事費の5分の4(最大40万円)	○	
耐震シェルター設置費助成事業 住宅の室内(主に寝室)に強固な構造物を設置し、地震により住宅が倒壊しても生命を守る空間を設置する工事に助成します。	対象工事費の4分の3(最大30万円)	○	×

※対象となる認定シェルターについては、お問い合わせください。

生産緑地地区指定申請はお早めに

平成29年の都市計画運用指針改正を受け、生産緑地地区の追加指定申請を受け付けています。本年中の指定を希望される人は6月30日(金)までに必要書類を揃えて申請してください。

指定を受けるには、面積などの要件があります。また、農地等利害関係人などの同意が必要です。詳しくは、お問い合わせください。

▶生産緑地地区とは

市街化区域において緑地機能および多目的保留地機能を有する優れた農地などを計画的に保全し、良好な都市環境の形成に資することを目的として、都市計画法により定めることができる地区です。

生産緑地地区に指定すると、原則、30年間の営農が義務付けられ、建築や造成などができなくなる一方で、税制上の特例措置の適用対象となります。※申請書は都市整備課窓口と市ホームページから入手できます。